

【事案Ⅳ－１】対人・対物賠償責任条項の請求権確認

・2022年8月8日 和解解決

<事案の概要>

申立人は、2020年7月に発生した事故について共済金を請求したところ、運転者が飲酒運転であったことから、許諾被共済者にならないとの被申立人の主張により支払対象とならなかったため、これを不服とし裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

- (1) 申立人Aが、交通事故目録記載の交通事故（以下「本件事故」という。）を支払事由として、被申立人に対し、対人賠償共済金を支払うべきことを請求する権利を有することを確認する。
- (2) 申立人Bが、本件事故を支払事由として、被申立人に対し、対人賠償共済金および対物賠償共済金を支払うべきことを請求する権利を有することを確認する。

2. 申立ての理由

- (1) 申立人Aが所有する車両を、申立人Bが申立人Aの承諾を得て運転していた際、申立人Bは、本件事故を発生させた。同乗者として、申立外Cが存在し、同人は本件事故により内臓損傷という重篤な怪我を負った。

本件事故当時、申立人Bは飲酒しており、本件事故直後、警察署に道路交通法違反容疑で逮捕された。申立外Cに対しては、申立人Bは民法709条に基づく賠償責任を、申立人Aは自動車損害賠償法第3条に基づく賠償責任を負担する。また、本件事故に基づく物的損害については、申立人Bが民法709条に基づく賠償責任を負担する。

- (2) 本件事故後、申立人Aは、被申立人に連絡を行い、対人賠償共済金を申立外Cに支払ってもらえるか問い合わせたが、被申立人の回答は、共済金の支払はできないとのことだった。

その理由は、申立人Bが飲酒状態であったところ、車両所有者である申立人Aは、飲酒状態で運転することを承諾していないはずであるから、申立人Bは、約款・事業規約の対人賠償責任条項・対物賠償責任条項のいわゆる許諾被共済者に該当しないというものである。

- (3) しかしながら、約款・事業規約の対人賠償責任条項・対物賠償責任条項には人身傷害補償条項とは異なり、飲酒運転免責が規定されていない。また、許諾被保険者の事例ではあるが、飲酒運転をしていた者であっても、許諾被保険者に該当するとして、保険金の支払いを容認した裁判例が存在する。そのため、被申立人の主張には何ら根拠がないことは明白である。
- (4) 今後、申立外Cに対する対人賠償や道路設備に関する対物賠償の話が進むため、

被害者保護という共済の存在意義からも、申立人らは、申立の趣旨記載のとおり
の裁定を求めて本申立に及んだ。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

申立人は裁定申立書において、被申立人の本件自動車共済金の支払非該当の決定に
対する不服の理由を挙げており、それぞれに即して答弁する。

(1) 飲酒免責、許諾被保険者の飲酒運転者での支払裁判例が存在

示された裁判例は、息子自体がそもそもの被保険者になりえる「記名被保険者の
同居の親族」であり、かつ、被保険自動車がファミリーカーであったことを踏まえ、
その息子が同乗、又貸しをしていることをもって、飲酒状態であっても黙示的に包
括して記名被保険者の承諾があったとした判決内容と考えるべきであり、本案件の
「記名被共済者の同居の親族ではない第三者」のケースとは異なる内容である。

(2) 被害者保護の件

任意保険は支払不可との判断となるものの、自動車損害賠償責任保険の加入があ
り申立外Cに対する補償はなされるものである。

<裁定の概要>

審議会において、対人賠償、対物賠償の許諾被共済者として認められるか否かが争点
となった。

提出された陳述書等に基づき、当審議会から求釈明および事情聴取をおこなった。

その結果を踏まえ、できる限り早期に、かつ円満な解決を図る観点から、当審議会よ
り和解による解決を両当事者に打診したところ、両当事者は合意し、和解解決となつた。